

平野区地域自立支援協議会

平成29年1月27日(金)、15:30～

平野区役所 5F 501会議室

議 題

1. 部会報告
2. 設置要綱
3. 役員選出
4. その他

部会報告

- ・日中活動部会

就労系福祉作業所等実演体験会の案内
について（就ポツからの依頼事項）

部会報告

- 相談事業部会
- 研修部会
- 居宅事業部会

(直近の話題など)

設置要綱

平野区からの最終コメント
(会員)第5条(6)

【修正前】

その他運営委員会で承認された者

【修正後】

その他**第13条**で規程する運営委員会で承認された者

設置要綱

平野区からの最終コメント

附則

施行日については全体集会にて承認を得た日とする。

平野区地域自立支援協議会(組織)

全体会議

全会員をもって構成し、予算・決算、事業計画・報告、その他重要事項を出席者の過半数をもって承認することができる。

会員

- (1) 平野区在住の障がい児(者)
- (2) 平野区内の障がい児(者)団体
- (3) 平野区内の障がい福祉関係事業所
- (4) 平野区内の障がい関係支援機関
- (5) 平野区役所
- (6) その他運営委員会で承認された者



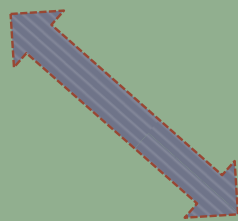
運営委員会

運営委員会は、役員をもって構成し、本会の業務運営上必要な事項を審議し、構成員の過半数をもって決定することができる。

役員

- 会長、副会長、書記、会計、運営委員
(運営委員)
- ・障がい者相談支援センター
 - ・相談支援事業所
 - ・障がい福祉サービス事業所
 - ・平野区社会福祉協議会
 - ・専門部会の部会長
 - ・各関係機関

監事



専門部会

事業や個別事案について、検討されるべき課題について、必要な地域資源や制度のはざまを補う提案などを検討する。

相談部会

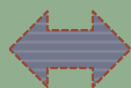
日中活動会

居宅事業部会

研修部会

事務局

平野区保健福祉センター



平野区障がい者相談支援センター

事務局と協力して本会の運営に参画する

役員選出(運営委員)

運営委員：会員の中から選出し別表1のとおりとする。

No.	メンバー		設置要綱第8条 別表1					各関係機関
	法人名	事業所名・担当部署名	障がい者相談支援センター	相談支援事業所	障がい福祉サービス事業所	平野区社会福祉協議会	専門部会の部長	
1	特定非営利活動法人障がい者福祉総合支援センターいちいちまる	特定非営利活動法人障がい者福祉総合支援センターいちいちまる		○	○			
2	社会福祉法人大和福寿会	ヘルパーステーションオアシス			○		居宅事業部会	
3	NPO法人オリーブひらの	くるワークス			○		日中活動部会	
4	特定非営利活動法人スカイ・ラヴ	スカイ・アポロン/スカイ・アンドロメダ/スカイ・ペガサス			○			
5	株式会社エテルノ	ヘルパーステーション羽ばたき			○			
6	エルケア株式会社	ひらのケアセンター		○			相談事業部会	
7	合同会社笑輪舎	自立支援センターさんぼみち			○		研修部会	
8	社会福祉法人ふれあい共生会	地域活動支援センターもくれん						○
9	社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会	大阪市障がい者就業・生活支援センター/南部地域障がい者就業・生活支援センター						○
10	社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会	平野区障がい者相談支援センター	○					
11	社会福祉法人大阪市平野区社会福祉協議会	社会福祉法人大阪市平野区社会福祉協議会				○		
12	平野区役所	保健福祉課						○
13	有限会社ひらの	相談支援事業ひらの		○	○			

役員選出

◆ 運営委員会において会員の中から選出

会 長（1名）： 本会を代表し会務を統括する。

副会長（若干名）： 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

◆ 会員の中から会長が指名

書 記（1名）： 会議の議事、その他必要な事項を記録する。

会 計（1名）： 本会の会計を管理する。

◆ 全体会議において会員の中から互選

監 事（1名）： 本会の財務を監査する。

設置要綱改定後のスケジュール(案)

- ・改訂設置要綱の施行日(平成〇〇年〇月〇日?)

平成29年1月

- ・運営委員選出
- ・役員選出

平成29年3月

- ・全体会議

(設置要綱承認、役員承認、監事選出?)

平成29年4月

- ・新体制による運営委員会

その他

地域福祉計画策定委員会(1/12)

- 福祉のまちづくりをめざして
地域統計に障害者情報を含めることについて
- 地域包括ケアシステム
障害者を対象とすることについて

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。

地域包括ケアシステムの姿

